

## 公示書

「桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理」に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

### 記

#### 1. 公示に付する事項

- (1) 件 名                      桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理
- (2) 募集者数                飲料自動販売機(缶・ボトル式)、1社(者)

#### 2. 目 的

桜ノ宮合同庁舎の職員、来庁者等の福利厚生、利便に資することを目的とする。

#### 3. 基本理念

企画立案に当たっては、主に次の事項について重視するものとする。

- (1) 職員、来庁者等のニーズに合った販売商品、品質及び価格
- (2) 自動販売機の安定的かつ継続的な販売・管理への対応
- (3) 適切な自動販売機の耐震対策
- (4) 応募者の提案する使用料

#### 4. 応募者の資格

- (1) 基本理念を理解し、公募内容について履行可能であるとともに、業務の遂行に意欲のある者であること。
- (2) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること
- (3) 自販機の営業の企画・運営のノウハウをもつ運営会社(者)であること
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (5) 国税及び地方税を完納していること
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員でないこと
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

## 5. 応募手続き等

### 応募の申し込み

企画競争に参加する者は、「桜ノ宮合同庁舎飲料自動販売機販売管理公募要綱」に基づき、令和8年8月24日(月)17時00分までに「応募申込書」、「企画提案書類」、「誓約書」を提出すること。

なお、公募要綱、応募申込書等については、近畿中国森林管理局のホームページから取得するものとする。

### 【申込先及び問い合わせ先】

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎  
近畿中国森林管理局 保全課 担当：天野 古久保  
電話 06-6881-3525

### 【申込等受付時間】

令和8年8月7日から令和8年8月24日まで（休日を除く。）

平日 9時00分から17時00分まで

## 6. 企画提案等の無効

本公示に示した企画競争に応募する資格を有しない者の企画提案書等は無効とする。

以上、公告する。

令和8年8月7日

近畿中国森林管理局長 上口 直紀